

## 沼田町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
平成 30年度	人 3,127	千円 5,051,917	千円 118,489	千円 696,690	% 13.8	% 12.2

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

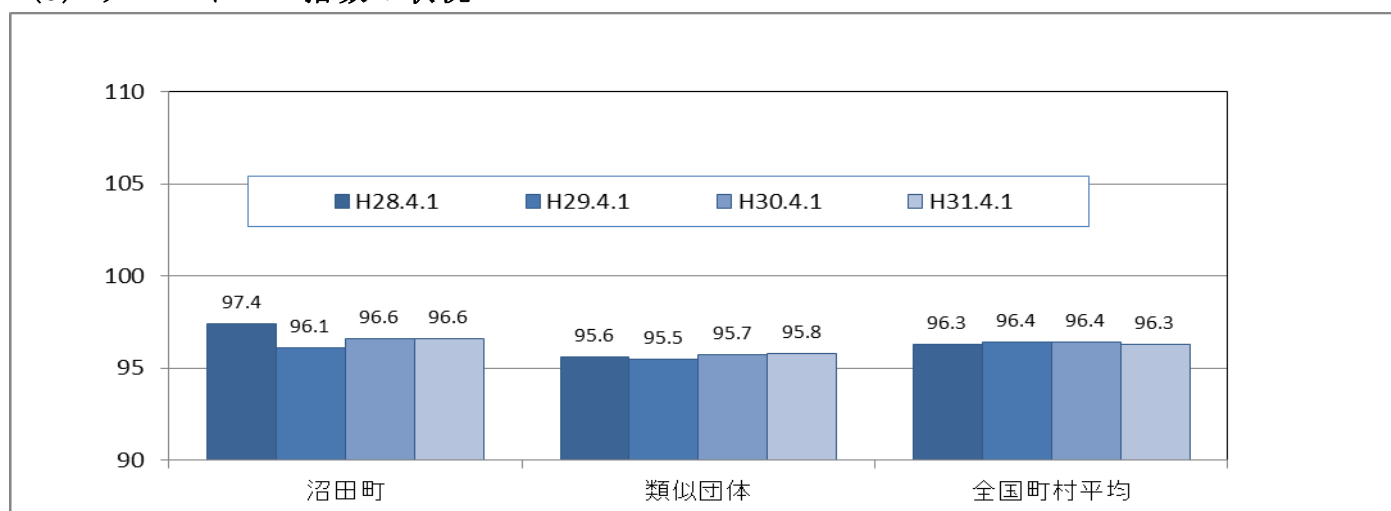
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 30年度	人 83	千円 262,599	千円 53,185	千円 112,554	千円 428,338	千円 5,161	千円 5,429

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ① 給料表の見直し【実施済】

実施内容：国の見直し内容を踏まえ、給料水準を平均2%引下げ。若年層(1級の全号俸と2級の一部)に配慮し、3級以上の高位号俸については、最大4%程度の引下げを行う。

なお激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置として減給保障を実施。

実施時期：平成27年4月1日

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成31年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沼田町	40.4歳	303,700円	358,258円	350,246円
北海道	42.9歳	325,365円	412,987円	368,214円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	40.4歳	294,233円	331,020円	323,330円

### (2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		沼田町	北海道	国
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	148,600円	148,600円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

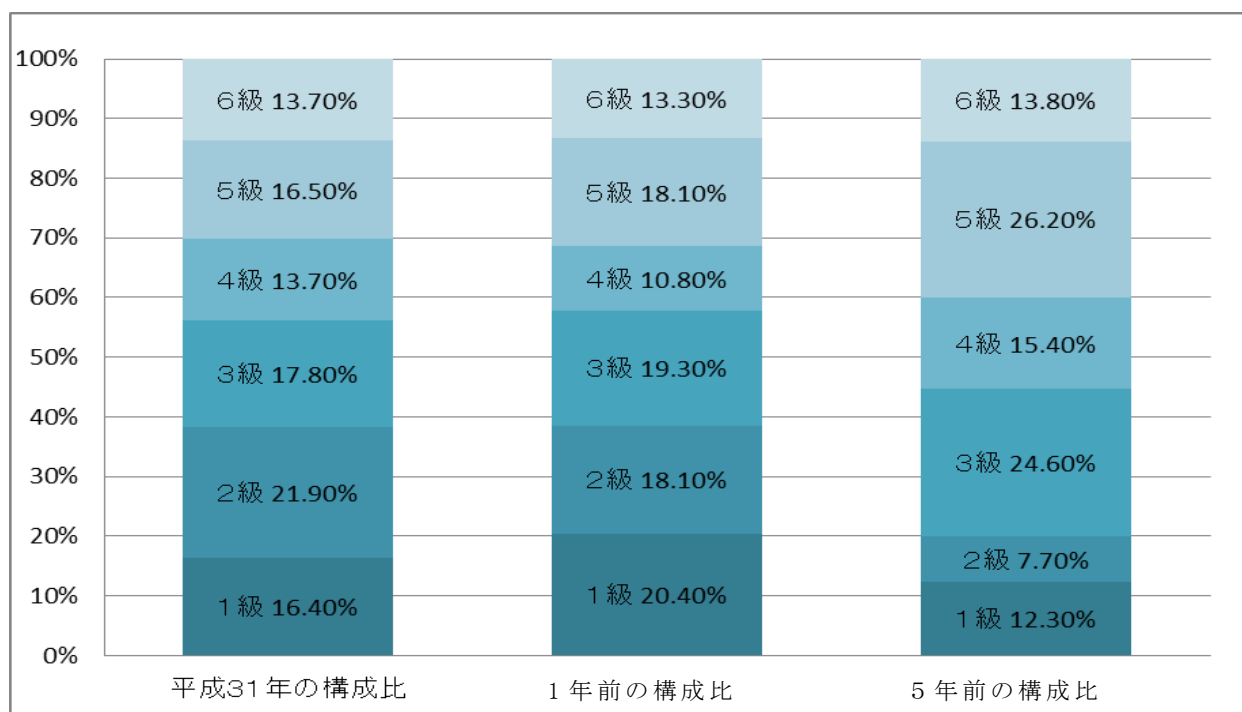
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	242,366円	322,200円	379,900円	385,500円
	高校卒	218,200円	295,800円	325,700円	378,700円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	12人	16.4%	146,100円	247,600円
2級	主事	16人	21.9%	195,500円	311,100円
3級	主査	13人	17.8%	231,500円	350,000円
4級	主査	10人	13.7%	264,200円	384,600円
5級	課長補佐	12人	16.5%	289,700円	397,200円
6級	課長	10人	13.7%	319,200円	410,200円

- (注) 1 沼田町給与条例等に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への人事評価の活用状況（沼田町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

沼田町	北海道	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,504 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,687 千円	— 千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45) (0.90)	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45) (0.90)	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45) (0.90)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(沼田町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年度		令和2年度	

### (2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

沼田町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%) 1人当たり平均支給額 6,354千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成30年度決算）	0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（30年度決算）	0 円

### (4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30年度決算）		1,008 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（30年度決算）		36,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		24.1 %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
老人ホーム等業務手当	養護老人ホーム介護職員・看護師	介護業務・看護業務	月額2,000円
	特別養護老人ホーム介護職員	介護業務	3,500円
	特別養護老人ホーム看護師	看護業務	3,000円
	グループホームの介護職員	介護業務	2,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	19,652 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（30年度決算）	169 千円
支給実績（29年度決算）	22,948 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（29年度決算）	196 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

### (6) その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円	同		13,227千円	228,060円
	子 10,000円				
	その他 6,500円				
	特定加算(16歳～22歳) 5,000円				
住居手当	家賃12,000円を超える者 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同		18,923千円	176,101円
	持ち家 11,000円				
通勤手当	片道 2 km以上～5 km 2,000円	同		394千円	78,800円
	5 km以上～10km 4,200円				
	10km以上～15km 7,100円				

管理職手当	課長 40,000円 課長補佐等 37,000円～30,000円	異	職務内容による金額	11,153千円	398,346円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある者が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給	異	支給額 6,000円～ 9,000円	0千円	0円
寒冷地手当	世帯主（扶養親族有）26,380円 世帯主（扶養親族無）14,580円 その他の職員 10,340円	同		11,635千円	100,302円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市区町村長	789,000円 (830,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 827,000円 / 498,000円	
	副市町村長	642,000円 (669,000円)		
	教育長	576,000円 (594,000円)		
報酬	議長	268,000円	316,000円 / 186,300円	
	副議長	212,000円	253,000円 / 129,600円	
	議員	177,000円	230,000円 / 109,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	(30年度支給割合) 4.45月分		
	議長 副議長	(30年度支給割合) 4.45月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市区町村長	給料月額×466/100×在職年数	15,471,200円	任期毎
	副市町村長	給料月額×294/100×在職年数	7,867,440円	
	教育長	給料月額×258/100×在職年数	6,130,080円	
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

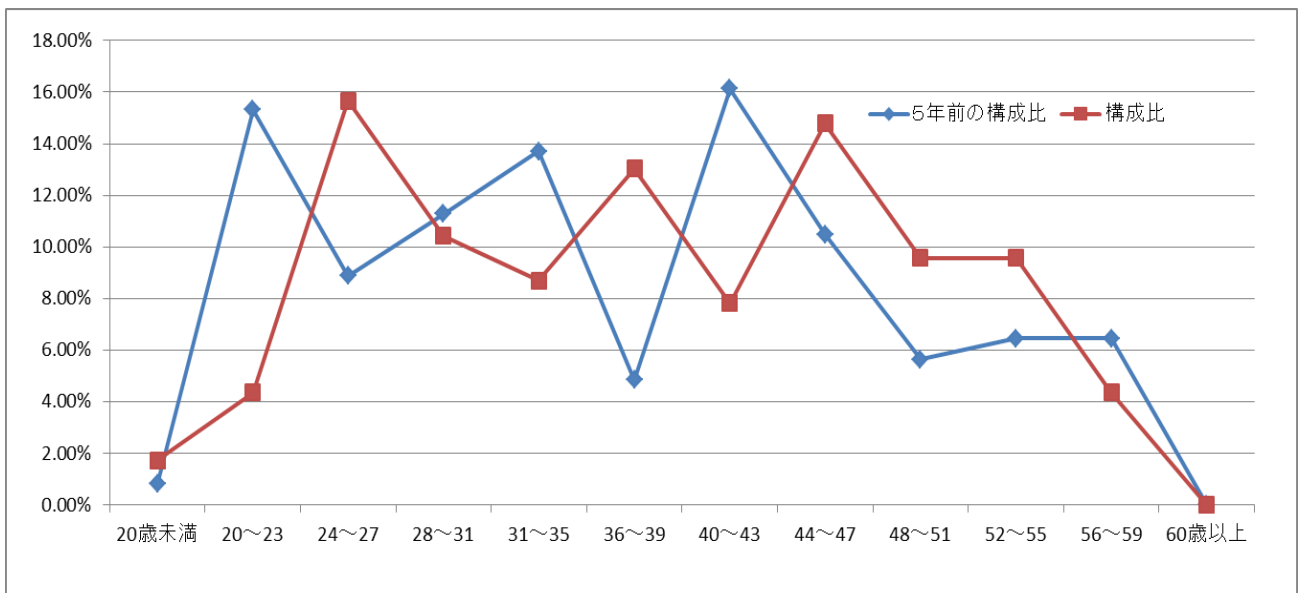
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成31年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		新規事業等に伴う職員の増 事務事業見直しによる職員減
		総務・企画	21	21		
		税務	3	3		
		農林水産	11	10	1	
商工		3	5	△2		
土木		4	4			
民生衛生		22	21	1		
	計	73	73		<参考> 人口1万人当たり職員数 233.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 192.18人)	
	教育部門	10	10			
	小計	83	83		<参考> 人口1万人当たり職員数 265.43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 225.77人)	
公営企業等部門	水道 下水道 その他	水道	1	1		退職による職員不補充
		下水道	1	1		
		その他	30	31		
	小計	32	33			
合計			115 [138]	116 [138]	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 367.76人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	5人	18人	12人	10人	15人	9人	17人	11人	11人	5人	-	115人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	67	72	73	71	73	73	6 (8.96%)
教育	15	14	11	10	10	10	△5 (△33.33%)
普通会計	82	86	84	81	83	83	1 (1.22%)
公営企業等会計	42	37	33	33	33	32	△10 (△23.81%)
総合計	124	123	117	114	116	115	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。